

2016 春季生活闘争におけるワークルールの取り組みについて

雇用形態にかかわらずすべての労働者の雇用の安定と公正な処遇を確保する観点から、ワークルールの取り組みを以下のとおり進める。

1) 改正労働者派遣法に関する取り組み

- 2015 年改正労働者派遣法の施行を踏まえ、「改正労働者派遣法に関する連合の取り組み」(2015. 11. 20 第 2 回中央執行委員会確認) にもとづき、①派遣労働者の労働条件の点検・改善、②派遣労働者の受け入れ開始時や派遣期間を延長して受け入れる際における確実な要員協議や意見表明などを行う。

2) 長時間労働の是正・過労死ゼロに関する取り組み

- 健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現に向け、①中小企業における月 60 時間を超える割増賃金率の 50%以上への引き上げ、②勤務間インターバル規制(原則 11 時間)の導入、③特別条項付き 36 協定を適用する場合における構成組織ごとの年間上限時間の設定(750 時間を上限とし、限りなく 360 時間に近づける)、④36 協定の遵守状況の点検とそれを踏まえた労使協議、⑤労働時間管理の徹底などを実施する。

3) 若者雇用に関する取り組み

- 若者雇用促進法の成立を踏まえ、「若者雇用促進法に関する連合の取り組み」(2015. 11. 20 第 2 回中央執行委員会確認) にもとづき、①新卒者募集における職場情報の積極的情報開示、②求人情報における適切な労働条件提示、③職場への定着促進に向けた時間外労働、休日などの改善が行われるよう労使協議を通じて取り組む。

4) 障がい者雇用に関する取り組み

- 改正障害者雇用促進法の施行を見据え、「改正障害者雇用促進法に関する連合の取り組み」(2015. 8. 27 第 23 回中央執行委員会確認) にもとづき、①障がい者を理由とする差別禁止の確保、②合理的配慮の提供に向けた体制整備の確認などを行う。

5) 安全な職場づくり

- 「改正労働安全衛生法に関する連合の取り組みについて」(2014. 6. 19 第 9 回中央執行委員会確認) などにもとづき、メンタルヘルス対策(ストレスチェック)、長時間・過重労働対策、受動喫煙防止対策、パワーハラスメント対策など、労働安全衛生法令の遵守と安全配慮義務の履行に関する企業内での対応状況の確認と改善を行う。

6) 有期労働契約（無期転換ルールの特例）に関する取り組み

- 有期特措法の施行を踏まえ、「**連合専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行に関する取り組み**」（2015. 2. 19 第 17 回中央執行委員会確認）にもとづき、第一種・第二種計画の実施状況の点検など、無期転換ルールの特例の対象労働者の雇用の安定に向けた取り組みを行う。

以 上